

「自主点検作業の総点検中間報告書にかかる立入調査の結果に基づく要請に対する回答について」の概要

1. 安全協定の運用にあたっては、原子力発電所における技術情報の共有化の観点から、今後、発電所内の情報が確実に通報連絡されるよう、社内体制の改善や社員教育の徹底、意識の改善に努めること。

情報公開の徹底の一環として、事業者は、国への報告対象とならない軽微な事象についても適切に公表すべきであることが原子力安全規制法制検討小委員会の検討結果として報告されています。

この主旨にそって、定期検査時の品質情報についても従来から実施しているプラント状況検討会等の検討対象として敦賀本部内で情報共有化を図るとともに、全社で情報共有すべき情報については品質保証活動の水平展開により情報の共有化を図ってまいります。

さらに、機構外への情報の公開についても、透明性、公開性向上の取り組みとして積極的に対応してまいります。

また、安全協定の主旨を踏まえつつ、先に成立した電気事業法・原子炉等規制法の改正の主旨にそって、事業者として、一層の情報共有化に向けて具体化を図ってまいります。

今回の総点検のきっかけとなった不正問題を事例として、国や地元自治体との情報共有化の重要性について、社内教育を実施いたしました。

これらの教育は今後も継続的に実施していくこととしています。

2. 確実な品質管理を担保するため、自主点検作業に係る記録や工事施工会社の工事報告書の記載内容等に対する厳密な確認、確実な記録保存が実施されるよう、社内体制の改善や社員への再教育を図ること。

(1) 報告書類の記載内容の厳正な確認について

自主点検作業の総点検において、不正の恐れのある事項は認められませ

んでしたが、調査の過程で、合否判定に関する品質管理上のミスや記載ミス、記載漏れ等があり、記録確認方法の改善、記録様式の改善を行うことにしており、報告書類の確認を厳密に実施する教育を実施いたしました。

これらの教育は今後も継続的に実施していくこととしています。

(2) 報告書類の確実な保存について

報告書類の資料管理のシステム、並びに運用方法等について再徹底を図るとともに、工事報告書等の工事記録に係る保存の重要性の再徹底と厳正な図書類管理を実施するように、職員及び協力会社の社員の再教育を実施いたしました。

これらの教育は今後も継続的に実施していくこととしています。

3. 原子力発電所の品質保証指針（民間基準：JEAG4101）に基く点検については、全ての項目について、適切な事例を選択した上で検証すること。

今回の総点検において、自主点検作業の実施体制に関する調査として、「原子力発電所の品質保証指針（民間基準：JEAG4101 2000年版）」を参照し、自主点検作業に関する業務が「ふげん」及び「もんじゅ」の所内規則等に確実に規定されていることを中間報告までに確認いたしました。その後、品質保証計画、教育・訓練、監査等間接的に関係する項目についても、同様の確認を行うとともに、実際の作業が所内規則等に従って実施されていることを、至近に実施した自主点検作業のうち代表的なものを選定して確認いたしました。

4. 品質保証の観点から、社内では実施されている監査の結果に対し、迅速かつ適切な対処を徹底すること。

平成14年度より「品質監査」と「安全監査」の両監査を統合し、機構品

質監査員の認定、結果のフォロー強化など監査機能の向上を図っております。また、監査の結果、是正を要するものについては、被監査部門から是正処置の報告（計画、結果）を求めた上で、段階的にフォローアップを行うことを機構規程及び手順書で定め、実施しております。

また、国の検査制度の見直しを含む電気事業法及び原子炉等規制法の改正により、原子力安全規制の見直しが進められており、これに対応し、今後、必要な品質保証体制の見直し、検討を図ってまいります。